

# (予防)短期入所生活介護相模原敬寿園利用契約書

様(以下「利用者」といいます)と相模原敬寿園(以下「事業所」といいます)は、利用者が事業所の居室及び共用施設等において別に事業所が提供する(予防)短期入所生活介護サービスを受け、定める利用期間内で生活し、その利用料を事業所に支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

## 第1条(契約の目的)

- 事業所は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、別に定める利用期間内においてその日常生活を営む為に必要な居室及び共用施設等の使用をみとめると共に、第3条及び第4条に定める(予防)短期入所生活介護サービスを提供するものとします。
- 契約者は、第7条に定める契約の終了がない限り、本契約に定まるところに従い、別に定める利用期間内においてサービスを利用できるものとします。

## 第2条(契約期間)

- この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 契約満了日の30日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要支援(要支援1.2)又は要介護者(要介護1～要介護5)と認定された場合契約は更新されるものとします。

## 第3条(施設サービス計画)

- 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者、身元引受人(連帯保証人)(以下「身元引受人」という。)の意向を踏まえた上で、(予防)短期入所生活サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画を作成します。
- (予防)短期入所生活サービス計画は、4日以上の利用について計画担当介護支援専門員が原案について契約者及びその家族等に対し説明し、同意を得たうえで決定します。
- 事業者は利用者・代理人及びその他の家族の要望により、適宜短期入所サービス計画の変更をする必要があるか確認し、協議の上変更するものとします。

## 第4条(介護老人福祉施設サービスの内容)

- 施設は(予防)短期入所サービス計画に沿った利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、(予防)短期入所サービス計画が作成されるまでの期間も利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
- 利用者が、利用できるサービスの種類は【契約書別表】のとおりです。施設は、【契約書別紙及び重要事項説明書】に定めた内容について、利用者または身元引受人に説明します。
- 施設は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための場合を除き、身体的拘束を行いません。また、やむを得ず拘束を必要と判断したときは、利用者又は代理人の同意を基に行います。

## 第5条(サービスの提供の記録)

- 事業所は、介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成し、この契約終了後2年間保管します。

## 第6条(サービス従事者の儀)

- 事業所はサービス提供にあたって、契約者の生命、身体、生活環境等の安全確保に配慮するものとします。
- 事業所は契約者の体調や健康状態等、安全な事項について契約者から聴取・確認した上で主治医・看護職員と連携し、サービスを実施するものとします。
- 事業所は契約者がサービス利用中に病状の急変等が生じた場合には、速やかに家族に相談します。その上で主治医の指示を受けるなどの措置を講じるものとします。

## 第7条(料金)

- 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める料金を事業所へ支払います。
- 事業所は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者または身元引受人に通知します。
- 利用者は、当月の料金の合計額を翌月に口座自動引き落としの方法で支払います。
- 事業所は、利用者から料金の支払いをうけたときは、利用者に対し領収証を発行します。

## 第8条(契約の終了)

- 次の事由に該当した場合、事業所は利用者にたいして、30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
  - 利用者の行動が施設職員や他の利用者の生命又は身体に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができない場合
  - 事業所が解散した場合、またはやむを得ない事由で閉鎖した場合
- 利用者が要介護認定の更新で非該当と認定された場合、30日間をもってこの契約は終了します。
- 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
  - 利用者が死亡した場合

## 第9条(秘密保持)

- 事業所および事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者、身元引受人およびその他の家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 利用者、身元引受人及びその他の家族は、利用者の(予防)短期入所サービス計画作成または退所時の居宅介護計画作成のために利用者、身元引受人およびその他の家族の情報を用いることに同意します。

## 第10条(賠償責任)

- 事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、十分に経緯などの調査を実施し、検討したうえで、利用者に対してその損害を賠償します。
- 事業所は利用者、身元引受人およびその他の家族が故意又は重大な過失により、施設、事業所の職員、他の利用者等の生命・身体・財産に損害を与えた場合、その損害を請求します。
- 事業所は、利用者の健康状態が急変した場合、その他必要な場合には、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

## 第11条(相談・苦情対応)

- 事業所は、利用者、身元引受人及びその他の家族からの相談等に対応する窓口を設置し、施設の設備・サービスに関する利用者の要望、苦情等に対応します。
- 窓口は【重要事項説明書別紙】のとおりです。

## 第12条(本契約に定めのない事項)

- 利用者および事業所は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

## 第13条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業所は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

## 第14条(身元引受人(連帯保証人))

- 利用者は以下の施行のために身元引受人を2名立ててください。
- 身元引受人は連帯保証人を兼任します。
- 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
  - 利用者が疾病等により病院または診療所に入院が必要な場合、入院手続が円滑に進行するように責任をもってその事態に対応すること。
  - 契約終了の場合、事業所と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
  - 利用者が死亡した場合、すみやかに遺体および遺留金品の引受その他必要な措置をすること。
  - 本契約に基づき、利用者または身元引受人が行うこととした諸手続や生活上の便宜の供与や世話等の実施。

- ⑤ 利用者と連帯して本契約から生じる入居者の債務を負担すること。
- ⑥ 身元引受人の負担は、極度額300万円を限度とすること。
- ⑦ 身元引受人が負担する債務の元本は、利用者又は身元引受人が死亡した時に、確定するものとすること。
- ⑧ 身元引受人の請求があったときは、事業者は、身元引受人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務額等に関する情報を提供しなければならないこと。

4 身元引受人は利用者の関係者を代表する第一の相談窓口とします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業所

<事業所名> 特別養護老人ホーム 相模原敬寿園  
<住所> 相模原市南区磯部4507-1

<代表者名> 施設長 中川 潤二 印

利用者

<住所>

<氏名> 印

身元保証人(連帯保証人)

<住所>

<氏名> 印

<続柄>

<電話番号>

身元保証人(連帯保証人)

<住所>

<氏名>

印

<続柄>

<電話番号>

## 料金表

月の基本料金	項目	要介護度	介護報酬額	利用者負担額		
				(介護報酬額の3割分)	(介護報酬額の2割分)	
介護予防短期入所生活介護	併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護	要支援1	5,639円	1,692円	1,128円	564円
		要支援2	6,992円	2,098円	1,399円	700円
加算料金	機能訓練体制加算	1日あたり	127円	39円	26円	13円
	看護体制加算Ⅰ	1日あたり	42円	13円	9円	5円
	看護体制加算Ⅱ	1日あたり	85円	26円	17円	9円
	若年性認知症利用者受入加算※1	1日あたり	1,279円	384円	256円	128円
	送迎加算※1	片道1回	1,961円	589円	393円	197円
	療養食加算※1	1食あたり	85円	26円	17円	9円
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日あたり	191円	58円	39円	20円
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月あたり	介護報酬の14.0パーセント	左記の3割負担分	左記の2割負担分	左記の1割負担分

※1の加算については、対象者のみの算定となります。

※利用者負担額の2割か1割かは保険者の発行する介護保険負担割合証によります。

1日あたりの基本料金	併設型ユニット型短期入所生活介護(Ⅰ)	項目	要介護度	介護報酬額	利用者負担額 (介護報酬額の3割分)	利用者負担額 (介護報酬額の2割分)	利用者負担額 (介護報酬額の1割分)
		要介護1	7,504円	2,252円	1,501円	751円	
		要介護2	8,229円	2,469円	1,646円	823円	
		要介護3	9,029円	2,709円	1,806円	903円	
		要介護4	9,785円	2,936円	1,957円	979円	
		要介護5	10,521円	3,157円	2,105円	1,053円	
短期入所生活介護	機能訓練体制加算	1日あたり	127円	39円	26円	13円	
	看護体制加算Ⅰ	1日あたり	42円	13円	9円	5円	
	看護体制加算Ⅱ	1日あたり	85円	26円	17円	9円	
	看取連携体制加算 (死亡日及び以前30日以内限)	1日あたり	682円	205円	137円	69円	
	夜勤職員配置加算Ⅱ	1日あたり	191円	58円	39円	20円	
	若年性認知症入所者受入加算※1	1日あたり	1,279円	384円	256円	128円	
	送迎加算※1	片道1回	1,961円	589円	393円	197円	
	療養食加算※1	1食あたり	85円	26円	17円	9円	
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	1日あたり	191円	58円	39円	20円	
	緊急短期入所受入加算	1日あたり	959円	288円	192円	96円	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月あたり	介護報酬の14.0パーセント	左記の3割負担分	左記の2割負担分	左記の1割負担分	

※ 上記の他、利用者状況、施設の体制の状況に応じて加算されることがあります。

※ 利用者負担額の2割か1割かは保険者の発行する介護保険負担割合証によります。

※1の加算については対象者のみの算定となります。

1日あたりの保険給付外	保険給付外	項目	種別	負担金額				
		居住費 基本負担額	ユニット型個室	2,110円				
		食費 基本負担額	朝食・昼食・夕食	朝	460円			
				昼	550円			
				夕	525円			
		負担限度額が適用される場合の食費、居住費の自己負担限度額						
			食費	居住費				
		第一段階	300	880	介護保険負担限度額認定証の提示が必要です			
		第二段階	600	880	介護保険負担限度額認定証の提示が必要です			
		第三段階①	1,000	1,370	介護保険負担限度額認定証の提示が必要です			
		第三段階②	1,300	1,370	介護保険負担限度額認定証の提示が必要です			
		※滞在費、食費については介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載されていた金額が一日あたりの料金となります。						
		項目	(全額自己負担)	内容				
利用される者の希望に係る利用料	おやつ代	実費		毎日1回提供				
	イベント食、特別食	実費		利用者の希望や必要に応じて				
	買い物代行	400円		週に1回 買い物を近隣店舗で代行する。 (商品指定は請け負えない場合があります)				
	理美容代	実費		カット等				
	日常生活費	実費		利用者の希望や必要に応じて				
	預り金管理費	1,650円		1月あたり 預かり金管理に係る経費				
	テレビ持込み料	300円		月額				
	PC、AV機器	300円		月額				
	冷蔵庫	500円		月額				
	空気清浄機	100円		月額				
	加湿器	100円		月額				
	あんか持ち込み料	100円		月額(11月から3月)				